

石狩市民図書館オンラインネットワーク・機材利用規約

この利用規約（以下「本規約」という）は、石狩市民図書館内に設置されているオンラインネットワーク及び機材の利用条件を定めたものである。

利用者は、本規約を理解した上で適正な利用を行うものとする。

1 基本事項

- (1) 利用を許可するネットワークは、視聴覚ホール及び研修室3に設置している有線式の光回線ネットワークとすること。
- (2) 貸し出す機材は、別表「オンライン機材一覧」とすること。
- (3) 本ネットワーク及び機材の利用において、石狩市民図書館（以下「図書館」という）は利用者が希望する利用内容の全てに対応・保証できるものではないこと。
- (4) 利用場所は、図書館の視聴覚ホール又は研修室3の中に限ること。
- (5) 下記の理由に該当する場合は、図書館は本ネットワーク及び機材の利用を認めない、又は利用を中止させること。
 - ア 利用内容が、図書館法の趣旨に基づかない場合。ただし、視聴覚ホール又は研修室の利用にあたり目的外使用許可を受けている場合は、図書館施設使用許可申請書に記載された使用目的と合致する場合を除く
 - イ 利用にあたり、法令違反がある場合
 - ウ 本ネットワーク及び機材の不正利用が認められた場合
- (6) 本機材の説明書に記載されている内容以外の問い合わせ等については、図書館では対応できないこと。
- (7) 本ネットワーク及び機材を利用して行う全ての活動については、利用者の責任において行うこと。
- (8) 利用の変更や中止など、申請内容に変更が生じた場合、速やかに図書館へ申し出ること。
- (9) 利用で生じたトラブル等については、利用者が自己の責任において解決することとし、図書館は一切の責任を負わないものであること。
- (10) 図書館が必要と認めた場合、本規約の内容を変更できる。なお、本規約を変更する場合、図書館のホームページ上で予め周知するとともに、利用者に対し通知する。

2 遵守事項

- (1) 貸出機材は、機材の説明書を確認の上、適切に使用すること。
- (2) 利用者によるパソコンへのソフトウェアのインストールは行わないこと。
- (3) 動画の配信等を行う場合など、利用者及び第三者の個人情報等の取扱いには十分に注意すること。

- (4) 利用者は、利用中又は利用後に以下の事項が生じた場合、直ちに図書館に報告すること。
- ア 貸出機材が故障・破損した場合
 - イ 利用者と第三者の間にトラブル等が生じた場合
- (5) (4)アにおいて、利用者に著しい瑕疵があった場合で、機器等の復旧等に係る損害が生じた場合は、その費用を利用者が負担するものとする。
- (6) (4)イにおいて、利用者に生じた損害やトラブル等については、自己の責任で解決することとし、図書館は一切の責任を負わないものとする。

3 禁止行為

以下の行為を行うことを禁ずる。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 図書館及び他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉その他の権利又は利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 政治活動や宗教活動の普及のためと認められる行為又はそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に違反すると認められる行為又はそのおそれのある行為
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められる行為又はそのおそれのある行為
- (6) 本ネットワーク及び機材に過度な負荷・負担をかける行為
- (7) 本ネットワーク及び機材の利用申請者以外の使用、図書館外への持出し、第三者への貸与、譲渡、売却行為
- (8) その他、図書館施設使用許可申請書に記載した使用目的に関係しない行為

(別表) オンラインネットワーク・機材一覧

使用室	設置機器	備考
視聴覚ホール	・ノートパソコン×1台 ・インターネット回線（有線）×1口	
研修室3	・ノートパソコン×1台 ・インターネット回線（有線）×1口	
共有機材	・WEB会議用ワイドレンズカメラ×1台 ・ライブプロダクションスイッチャー×1台 ・WEB会議用USBマイク×1台 ・WEB会議用リングライト×1台	上記2室で共有する機材

令和5年3月1日施行